

令和元年度決算に係る
定期監査結果報告書

令和2年11月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 1 0 6 号
令和 2 年 1 1 月 2 6 日

鳥 取 県 議 会 議 長	藤 縄 喜 和	様
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治	様
鳥取県教育委員会教育長	山 本 仁 志	様
鳥取県公安委員会委員長	衣 笠 優 子	様
鳥取県人事委員会委員長	小 松 哲 也	様
鳥取県労働委員会会長	濱 田 由 紀 子	様

鳥取県監査委員 桐 林 正 彦

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 奈良井 恵

鳥取県監査委員 広 谷 直 樹

定 期 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和元年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第1 監査結果報告	1
1 監査の概要	1
(1) 監査の種類.....	1
(2) 監査の対象及び着眼点.....	1
(3) 監査の実施方法.....	1
(4) 監査対象機関の数.....	1
(5) 監査実施期間.....	2
(6) 監査の執行者.....	2
2 監査の実施状況	2
(1) 概要.....	2
(2) 実施機関別の状況.....	4
ア 令和新時代創造本部.....	4
イ 交流人口拡大本部.....	4
ウ 危機管理局.....	5
エ 総務部.....	5
オ 地域づくり推進部.....	6
カ 福祉保健部.....	7
キ 子育て・人財局.....	8
ク 生活環境部.....	9
ケ 商工労働部.....	10
コ 農林水産部.....	10
サ 県土整備部.....	13
シ 総合事務所.....	14
ス 会計管理局.....	15
セ 企業局.....	15
ソ 病院局.....	15
タ 教育委員会.....	16
チ 警察本部.....	18
ツ 監査委員事務局.....	19
テ 人事委員会事務局.....	19
ト 労働委員会事務局.....	20
ナ 県議会事務局.....	20

第2	監査意見	21
1	認知症の予防と早期治療の取組充実について	21
	(福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課)	
2	電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）の参加医療機関等の拡大について	21
	(福祉保健部健康医療局医療政策課)	
3	山陰海岸ジオパークにおける中核拠点施設としての機能について	22
	(生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)	
4	6次産業化支援取組事業の振り返りと今後の事業展開への活用について	23
	(農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課)	
5	公有財産「鳥取砂丘オアシス広場（行政財産）」の利活用の促進について	23
	(県土整備部道路企画課、生活環境部緑豊かな自然課)	
6	会計研修や指導のあり方について	25
	(会計管理局会計指導課、 総務部政策法務課・行財政改革局職員人材開発センター)	
7	契約事務手続について	26
	(会計管理局会計指導課)	
8	犯罪被害者等支援の充実について	26
	(警察本部警務部広報県民課、 生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課)	
	 (参考1) 令和元年度決算に係る定期監査の処置の概要.....	28
	(参考2) 監査処置基準等について.....	29

第1 監査結果報告

1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり監査を実施した。

（1）監査の種類

監査基準第2条第1項第1号に規定する財務監査

（2）監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

（3）監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

（4）監査対象機関の数

区 分	監 査 対 象 機 関 の 数	監 査 を 実 施 し た 機 関 の 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	150	150	55	95
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	48	48	12	36
警 察 本 部	10	10	3	7
各 種 委 員 会 等	3	3	1	2
議 会 事 務 局	1	1	0	1
合 計	(220) 218	(220) 218	(106) 77	(114) 141

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の（ ）は前年度の数である。

(5) 監査実施期間

令和2年3月4日から同年9月16日まで

(6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	桐 林 正 彦 (令和2年4月1日から)
同	小 林 敬 典 (令和2年3月31日まで)
同	山 根 朋 洋
同	奈良井 恵 (令和2年4月1日から)
同	湯 口 夏 史 (令和2年3月31日まで)
同	広 谷 直 樹

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員桐林正彦及び広谷直樹は、県議会事務局（監査実施日：令和2年9月16日）について監査を行っていない。

2 監査の実施状況

(1) 概 要

監査を行った結果、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。

この度は勧告事項に該当するものは認められなかったが、指摘事項についてはその内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを**注意事項**として、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、または注意を喚起した。

ア 予算事務

債務負担行為設定年度経過後に複数年度契約を締結する不適正その他の予算事務手続の不適正

- イ 収入事務
多額の未収金、調定の遅延その他の収入事務手続の不適正
- ウ 支出事務
支出金額の誤りその他の支出事務手続の不適正
- エ 契約事務
契約書の記載の不備、検査員の任命の不適正その他の契約事務手続の不適正
- オ 補助金等事務
実績報告書の受理の遅延、交付金額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正
- カ 財産管理事務
物品貸付手続の不備、物品照合手続の不備その他の財産管理事務手続の不適正
- キ その他の事務
出納員の任免の遅延その他の事務手続の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 令和新時代創造本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
新時代創造課	令和2年7月20日	実地監査
政策調整課	令和2年8月25日	書面監査
広報課	令和2年7月20日	実地監査
女性活躍推進課	令和2年9月3日	書面監査
統計課	令和2年8月20日	〃
男女共同参画センター	令和2年9月4日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 交流人口拡大本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
ふるさと人口政策課	令和2年8月19日	書面監査
東京本部	令和2年9月3日	実地監査
関西本部	令和2年8月31日	〃
名古屋代表部	令和2年8月31日	〃
観光交流局 観光戦略課	令和2年8月18日	〃
〃 国際観光誘客課	令和2年8月20日	〃
〃 交流推進課	令和2年8月20日	〃
〃 まんが王国官房	令和2年8月18日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 雑入（鳥取県・岡山県共同アンテナショップ納付金）について、調定が遅延しているものがあつた。（東京本部）
- サイクリングルートマップ（西部地区）作成業務委託契約について、遡って契約していた。（観光交流局観光戦略課）
- サイクリングルートマップ（西部地区）作成業務委託契約について、予定価格を決定していなかつた。（観光交流局観光戦略課）
- 外国人観光客倍増促進補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。（観光交流局観光戦略課）

ウ 危機管理局

（ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
危機管理政策課	令和2年8月7日	書面監査
危機対策・情報課	令和2年7月14日	実地監査
原子力安全対策課	令和2年8月7日	書面監査
消防防災課	令和2年8月7日	〃
消防防災航空センター	令和2年8月26日	実地監査
消防学校	令和2年7月3日	書面監査

（イ） 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があつた。

〔指摘事項〕

- 危険物取扱者保安講習の実施に係る業務委託契約外3件について、予定価格を決定していなかつた。（消防防災課）

エ 総務部

（ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	令和2年8月19日	書面監査
財政課	令和2年8月3日	実地監査

政策法務課	令和2年8月20日	書面監査
税務課	令和2年8月3日	実地監査
営繕課	令和2年7月14日	〃
行政監察・法人指導課	令和2年7月14日	〃
情報政策課	令和2年8月19日	書面監査
行財政改革局 人事企画課	令和2年8月18日	〃
〃 職員支援課	令和2年8月18日	〃
〃 資産活用推進課	令和2年8月18日	〃
〃 職員人材開発センター	令和2年8月18日	〃
人権局 人権・同和対策課	令和2年7月22日	実地監査
総合事務センター 庶務集中課	令和2年8月18日	書面監査
〃 物品契約課	令和2年8月18日	〃
公文書館	令和2年8月6日	〃
東部県税事務所	令和2年8月18日	〃
中部県税事務所	令和2年8月18日	〃
西部県税事務所	令和2年8月18日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 地域づくり推進部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
市町村課	令和2年8月25日	書面監査
県民参画協働課	令和2年7月20日	実地監査
文化政策課	令和2年9月3日	書面監査
スポーツ課	令和2年9月3日	〃
中山間・地域交通局 中山間地域政策課	令和2年9月3日	〃

中山間・地域交通局 地域交通政策課	令和2年9月4日	書面監査
文化財局 文化財課	令和2年9月11日	〃
〃 とっとり弥生の王国推進課	令和2年9月4日	〃
東部地域振興事務所	令和2年7月30日	実地監査
埋蔵文化財センター	令和2年9月4日	書面監査
むきばんだ史跡公園	令和2年8月25日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 行政財産使用料（電柱敷地）について、平成30年度にすべき調定を令和元年度に行っているものがあった。（文化財局とっとり弥生の王国推進課）

カ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
ささえあい福祉局 福祉保健課	令和2年7月22日	実地監査
〃 福祉監査指導課	令和2年7月22日	〃
〃 障がい福祉課	令和2年8月20日	〃
〃 子ども発達支援課	令和2年8月18日	書面監査
〃 長寿社会課	令和2年8月20日	実地監査
健康医療局 健康政策課	令和2年8月24日	〃
〃 医療政策課	令和2年8月24日	〃
〃 医療・保険課	令和2年7月29日	書面監査
皆成学園	令和2年6月25日	〃

総合療育センター	令和2年6月5日	実地監査
鳥取療育園	令和2年6月25日	書面監査
中部療育園	令和2年6月18日	〃
精神保健福祉センター	令和2年6月8日	〃
鳥取看護専門学校	令和2年6月25日	〃
倉吉総合看護専門学校	令和2年6月25日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会第1回推進会議外4件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(ささえあい福祉局障がい福祉課)

キ 子育て・人財局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
子育て王国課	令和2年8月19日	書面監査
家庭支援課	令和2年8月20日	実地監査
総合教育推進課	令和2年8月19日	書面監査
福祉相談センター	令和2年7月1日	実地監査
倉吉児童相談所	令和2年7月15日	〃
米子児童相談所	令和2年6月5日	〃
喜多原学園	令和2年6月18日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

ク 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	令和2年9月2日	書面監査
衛生環境研究所	令和2年7月16日	実地監査
原子力環境センター	令和2年9月2日	書面監査
循環型社会推進課	令和2年9月2日	〃
緑豊かな自然課	令和2年9月2日	〃
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	令和2年5月13日	実地監査
くらしの安心局 くらしの安心推進課	令和2年8月18日	〃
〃 消費生活センター	令和2年6月5日	〃
〃 住まいまちづくり課	令和2年9月2日	書面監査
〃 水環境保全課	令和2年8月3日	実地監査
食肉衛生検査所	令和2年9月2日	書面監査
東部建築住宅事務所	令和2年9月2日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金について、繰越明許費繰越申請書を総務部長に提出していなかった。（循環型社会推進課）
- 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金について、繰越手続の不備により返納が生じた概算払補助金の精算の事務手続が遅延していた。（循環型社会推進課）
- 第1回湖山池環境モニタリング委員会外8件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（くらしの安心局水環境保全課）

ケ 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法	
商 工 政 策 課	令和2年8月18日	書 面 監 査	
立 地 戦 略 課	令和2年8月18日	〃	
産 業 振 興 課	令和2年8月18日	〃	
企 業 支 援 課	令和2年8月19日	〃	
通 商 物 流 課	令和2年8月5日	実 地 監 査	
雇用人材局 雇 用 政 策 課	令和2年8月18日	書 面 監 査	
〃 とっとり働き方改革 支 援 セ ン タ ー	令和2年8月18日	〃	
〃 産 業 人 材 課	令和2年8月5日	実 地 監 査	
〃 鳥取県立鳥取ハローワーク	令和2年7月1日	〃	
〃 鳥取県立倉吉ハローワーク	令和2年8月18日	書 面 監 査	
〃 鳥取県立米子ハローワーク	令和2年8月18日	〃	
〃 鳥取県立境港ハローワーク	令和2年8月18日	〃	
産業人材育成 セ ン タ ー	倉吉校	令和2年6月22日	〃
	米子校	令和2年5月22日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

コ 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農 林 水 産 総 務 課	令和2年7月14日	実 地 監 査
農 業 大 学 校	令和2年7月15日	〃
経 営 支 援 課	令和2年7月22日	〃

農地・水保全課	令和2年8月19日	書面監査
農業振興戦略監 とっとり農業戦略課	令和2年8月31日	〃
〃 生産振興課	令和2年8月19日	〃
〃 畜産課	令和2年8月19日	〃
森林・林業振興局 林政企画課	令和2年8月27日	〃
〃 県産材・林産振興課	令和2年8月5日	実地監査
〃 森林づくり推進課	令和2年8月31日	書面監査
水産振興局 水産課	令和2年8月18日	実地監査
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	令和2年8月31日	書面監査
〃 食のみやこ推進課	令和2年8月20日	実地監査
東部農林事務所	令和2年8月7日	書面監査
東部農林事務所八頭事務所	令和2年8月7日	〃
農業試験場、病虫害防除所	令和2年7月29日	〃
園芸試験場	令和2年6月23日	〃
鳥獣対策センター	令和2年6月30日	〃
畜産試験場	令和2年8月7日	〃
中小家畜試験場	令和2年6月23日	〃
鳥取家畜保健衛生所	令和2年7月3日	〃
倉吉家畜保健衛生所	令和2年7月17日	〃
西部家畜保健衛生所	令和2年7月17日	〃
林業試験場	令和2年7月29日	〃
境港水産事務所	令和2年7月31日	〃
水産試験場	令和2年5月22日	実地監査
栽培漁業センター	令和2年8月26日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- スマート農業技術の実証及び検証業務に係る委託契約について、繰越
手続が行われていないにもかかわらず、業務完了報告書の受理が翌年度
となっていた。（農業振興戦略監とっとり農業戦略課）
- 第3回特別栽培農産物審査分科会及び有機農産物判定分科会に係る経
費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（農業振興戦略
監生産振興課）
- 鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会（第3回）外3件
に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（農業
振興戦略監畜産課）
- 鳥取県森林審議会外2件に係る経費について、支出負担行為の事務手
続が遅延していた。（森林・林業振興局林政企画課）
- 第1回鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会外5件に係る経費に
ついて、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（森林・林業振興局
森林づくり推進課）
- 中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会に係る経
費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（水産振興局水
産課）
- 県営境港水産物地方卸売市場に係る消費税及び地方消費税について、
過年度修正申告により延滞税を支出していた。（水産振興局水産課）
- 鳥取県東部地区農業関係プラン審査会（第1回）外3件に係る経費に
ついて、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（東部農林事務所）
- 第1回鳥取県和牛産肉能力検定委員会外3件に係る経費について、支
出負担行為の事務手続が遅延していた。（畜産試験場）
- CLTの「反り」発生に関する共同調査の検討会に係る経費について、
支出負担行為の事務手続が遅延していた。（林業試験場）
- 行政財産（鳥取県栽培漁業センターの施設）について、目的外使用許
可を行っていなかった。（栽培漁業センター）
- 物品（ドラフトチャンバー外60品）の貸付について、物品貸付伺書の
作成等の一連の事務手続を行っていなかった。（栽培漁業センター）

サ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 土 総 務 課	令和2年8月24日	実 地 監 査
技 術 企 画 課	令和2年8月24日	書 面 監 査
道 路 企 画 課	令和2年8月5日	実 地 監 査
道 路 建 設 課	令和2年8月5日	〃
河 川 課	令和2年8月18日	書 面 監 査
治 山 砂 防 課	令和2年8月24日	実 地 監 査
空 港 港 湾 課	令和2年8月19日	書 面 監 査
淀江産業廃棄物処理 施設計画審査室	令和2年8月18日	〃
鳥取県土整備事務所	令和2年7月30日	実 地 監 査
八頭県土整備事務所	令和2年8月19日	書 面 監 査
鳥取港湾事務所	令和2年8月7日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。（技術企画課）
- 一般国道313号（倉吉関金道路）道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査（石塚廃寺東遺跡、大鴨遺跡）に係る委託契約について、見積合わせの日時に見積書を開封すべきところを、受理日に開封していた。（道路建設課）
- 雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。（河川課）
- スーパーボランティア支援事業交付金について、変更協定の締結が遅延していた。（鳥取県土整備事務所）

シ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
中部総合事務所		
地域振興局	令和2年7月28日	実地監査
福祉保健局	令和2年7月28日	〃
生活環境局	令和2年7月28日	〃
農林局	令和2年7月28日	〃
県土整備局	令和2年7月28日	〃
西部総合事務所		
地域振興局	令和2年7月13日	書面監査
福祉保健局	令和2年8月18日	〃
生活環境局	令和2年9月2日	〃
農林局	令和2年7月13日	〃
米子県土整備局	令和2年8月19日	〃
日野振興センター 日野振興局	令和2年9月3日	〃
日野振興センター 日野県土整備局	令和2年8月24日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 中部農林局人権研修に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（中部総合事務所農林局）
- 令和元年度がんばる農家プラン事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。（西部総合事務所日野振興センター日野振興局）

ス 会計管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計指導課	令和2年9月2日	書面監査
統括審査課	令和2年9月2日	〃
工事検査課	令和2年9月2日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

セ 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	令和2年7月9日	実地監査
東部事務所	令和2年7月9日	〃
西部事務所	令和2年7月9日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

ソ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	令和2年7月8日	実地監査
中央病院	令和2年7月8日	〃
厚生病院	令和2年7月8日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県病院局文献検索サービス導入業務に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。（病院局総務課）

タ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	令和2年8月19日	書面監査
教育環境課	令和2年8月3日	実地監査
教育人材開発課	令和2年8月4日	書面監査
教育センター	令和2年5月13日	実地監査
小中学校課	令和2年8月3日	〃
特別支援教育課	令和2年8月3日	〃
高等学校課	令和2年8月3日	〃
いじめ・不登校 総合対策センター	令和2年8月18日	書面監査
社会教育課	令和2年8月19日	〃
図書館	令和2年8月20日	〃
人権教育課	令和2年8月20日	実地監査
博物館	令和2年8月19日	書面監査
体育保健課	令和2年8月3日	実地監査
東部教育局	令和2年9月2日	書面監査
中部教育局	令和2年8月18日	〃
西部教育局	令和2年3月5日	〃
鳥取東高等学校	令和2年3月5日	〃
鳥取西高等学校	令和2年3月18日	〃
鳥取商業高等学校	令和2年6月8日	〃
鳥取工業高等学校	令和2年6月18日	〃
鳥取湖陵高等学校	令和2年5月13日	実地監査

鳥取緑風高等学校	令和2年8月25日	書面監査
青谷高等学校	令和2年8月26日	実地監査
岩美高等学校	令和2年3月5日	書面監査
八頭高等学校	令和2年8月25日	〃
智頭農林高等学校	令和2年9月9日	〃
倉吉東高等学校	令和2年7月13日	〃
倉吉西高等学校	令和2年5月20日	実地監査
倉吉農業高等学校	令和2年8月18日	書面監査
倉吉総合産業高等学校	令和2年9月14日	〃
鳥取中央育英高等学校	令和2年3月5日	〃
米子東高等学校	令和2年7月13日	〃
米子西高等学校	令和2年3月4日	〃
米子高等学校	令和2年8月4日	〃
米子南高等学校	令和2年9月11日	〃
米子工業高等学校	令和2年5月22日	実地監査
米子白鳳高等学校	令和2年9月11日	書面監査
境高等学校	令和2年8月19日	〃
境港総合技術高等学校	令和2年9月9日	〃
日野高等学校	令和2年8月19日	〃
鳥取盲学校	令和2年3月5日	〃
鳥取聾 ^ろ 学校	令和2年9月14日	〃
鳥取養護学校	令和2年3月5日	〃
白兔養護学校	令和2年8月18日	〃
倉吉養護学校	令和2年5月20日	実地監査
皆生養護学校	令和2年8月18日	書面監査
米子養護学校	令和2年8月19日	〃
琴の浦高等特別支援学校	令和2年8月19日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 第1回鳥取県ICT活用教育推進チーム会議に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(教育環境課)

- 機械警備委託契約について、契約前書面（重要事項説明書）と異なる内容で契約していた。（教育環境課）
- 鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第1回）外10件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（特別支援教育課）
- 鳥取県立高校の魅力磨き上げ推進業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（高等学校課）
- 今後の高等教育の在り方を検討する会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（高等学校課）
- 鳥取県立高校の魅力磨き上げ推進業務委託契約について、契約保証金の受領前に契約を締結していた。（高等学校課）
- 育英奨学資金貸付金に係る歳出戻入金の未納分（雑入）について、調定を行っていないもの、遅延しているものがあつた。（人権教育課）
- 主体的・対話的で深い学びの実現による学力向上事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（西部教育局）
- 物品の亡失事故について、知事へ報告していなかつた。（鳥取湖陵高等学校）
- 校内駐車場路盤補修工事について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（青谷高等学校）
- 第3学年人権教育講演会外1件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（米子西高等学校）
- 第25回中国高等学校ハンドボール新人大会への同行指導に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（境高等学校）
- 医療的ケアの必要な児童生徒に対する放課後子ども教室看護師派遣業務委託契約外1件について、予定価格を決定していなかつた。（鳥取養護学校）

チ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	令和2年8月24日	実地監査
鳥取警察署	令和2年7月1日	〃
郡家警察署	令和2年7月3日	書面監査
智頭警察署	令和2年7月3日	〃
浜村警察署	令和2年7月16日	実地監査

倉吉警察署	令和2年7月3日	書面監査
琴浦大山警察署	令和2年7月3日	〃
米子警察署	令和2年7月3日	〃
境港警察署	令和2年7月3日	〃
黒坂警察署	令和2年7月3日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

ツ 監査委員事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	令和2年8月25日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

テ 人事委員会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
人事委員会事務局	令和2年8月19日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

ト 労働委員会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
労働委員会事務局	令和2年7月20日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

ナ 県議会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県議会事務局	令和2年9月16日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

第2 監査意見

1 認知症の予防と早期治療の取組充実について

(福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課)

認知症の方への支援体制については、認知症サポーターの拡大や認知症医療体制の充実などの取組が進められている。また、県と鳥取大学等とで共同開発し、普及に努めている「とっとり方式認知症予防プログラム」は認知症予防に一定の成果が得られたところである。

一方、早期に医療に繋げて対応することで認知症の進行を遅らせることが期待できることから、「認知症の早期診断と早期対応」が非常に重要なことと考えられるが、「認知症の早期診断」に有効な「物忘れ検診」等は、実施が県内10市町村にとどまり、対象者も希望者のみとなっている。また、「認知症の早期対応」のためには、医療機関への早めの受診をしてもらうことが重要であるが、市町村からは、抵抗感があること等により、受診が進んでいないのが実情との意見もある。

については、市町村と連携を強化し、「とっとり方式認知症予防プログラム」の普及や物忘れ検診等の実施を推進するとともに、広く県民に認知症の早期診断と早期対応の重要性などを周知・普及させる取組を進められたい。

2 電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）の参加医療機関等の拡大について

(福祉保健部健康医療局医療政策課)

おしどりネットは、医療機関の診療情報（電子カルテ、検査結果、画像等）を他の医療機関で閲覧できるようにすることにより、患者と医療機関のどちらにも効率的で無駄のない医療を実現するネットワークシステムとして構築されてきたところである。

しかし、県が運営費を補助して8年が経過したが、現在の県内医療機関の参加率は病院で56%、診療所で11%と十分に普及しているとは言えず、特に診療所では西部の17%に対して東中部では5%前後の参加率にとどまり、地域格差も見受けられる。

県内医療機関の参加率（令和2年9月現在）

区 分	参加医療機関数 (A)	県内医療機関数 (B)	参加率 (A/B)
病 院	24	43	55.8%
東 部	7	14	50.0%
中 部	4	10	40.0%
西 部	13	19	68.4%
診 療 所	53	502	10.6%
東 部	10	193	5.2%
中 部	4	83	4.8%
西 部	39	226	17.3%

また、令和4年度以降は運営費が地域医療介護総合確保基金の対象として認められなくなり、参加医療機関等からの負担金のみでの運営が必要となることから、参加への働きかけの妨げとなり、地域格差の固定が懸念される。

については、県としてもおしどりネットのメリットを広く県民へ周知するとともに、医療機関、とりわけ診療所における電子カルテの普及促進も含めて、運営主体であるNPO法人鳥取県医療連携ネットワークシステム協議会とも連携して参加医療機関等の拡大に努められたい。

3 山陰海岸ジオパークにおける中核拠点施設としての機能について

（生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館）

山陰海岸ジオパークの情報収集発信機能強化のため、8つの拠点施設のうち、「鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」（以下「自然館」という。）と兵庫県の「新温泉町山陰海岸ジオパーク館」が中核拠点施設として位置付けられている。

自然館においては、来訪者が山陰海岸ジオパークの全体像を理解できるよう、3D映像やデジタルサイネージの設置などの展示内容の充実、地域や学校と連携を取り学芸員による出前説明会を開催するなど、鋭意取り組まれているところである。

しかし、中核拠点施設である自然館で、ジオパークの魅力を全て伝えるには展示スペースも十分ではなく、企画展等は他の施設で開催しているのが実情である。また、山陰海岸ジオパークは、県の貴重な財産であるにも関わらず、県中西部からの出前説明会の要請がないなど、県民の関心が十分とはいえない状況でもある。

さらに、地域や民間団体などとの連携により、山陰海岸ジオパークを活用した観光や地域振興に繋げる余地は、まだまだあると考えられる。

については、山陰海岸ジオパークの中核拠点施設として、ハード（施設）のあり方を検討するとともに、ソフト（地域や民間団体との連携、情報発信の充実等）のさらなる充実を図られたい。

4 6次産業化支援取組事業の振り返りと今後の事業展開への活用について

（農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課）

6次産業化支援の取組は、事業の開始から5年以上が経過し、成功事例や当初想定していた成果が得られていない事例も見られるようになってきている。成功事例については、どのような点を克服し、またどのような強みを活かして成功に繋がったのか、一方、成果が得られていない事例については、その要因がどこにあったのか、これらの分析結果を蓄積し、最大限活用することが重要である。

特に新たに取り組む事業者に対しては、これらの分析結果を活用し、PDCAサイクルを回しながら支援することが必要であると考えます。

については、事業者の計画達成に向け、分析結果を有効に活用し、PDCAサイクルを徹底した支援を行い、一つでも多くの事業者が成功事例となるよう取り組まれたい。

また、これらの分析結果は、これから6次産業化を検討する事業者にとっても有用であり、ひいては地域の振興にも繋がるものであることから、成功事例や課題等と併せ、地域への波及効果等、本事業の費用対効果を県民へ公表すべきである。

については、公表することにより事業者に不利益が生じないよう配慮しつつ、関係者へはもとより県民に対し、地域への波及効果等、本事業の費用対効果について明らかにされたい。

5 公有財産「鳥取砂丘オアシス広場（行政財産）」の利活用の促進について

（県土整備部道路企画課、生活環境部緑豊かな自然課）

公有財産「鳥取砂丘オアシス広場」は、平成4～6年度に山陰海岸国立公園の砂丘水泳場施設事業のうち「オアシス公園」との名称で整備されたものである。

当初は道路施設として管理することのできる施設の整備を計画していたが、福

部村（当時）からの地域活性化により資する施設となるようにとの要望を受け、イベントステージ、多目的広場等を含めた公園施設等として整備した後、平成7年度当初に施設の保全、利用者の応接については福部村に委託（別記1 現在は鳥取市に委託）することとした上で、一般の用に供する公園等の施設としてではなく、県土整備部所管の行政財産として管理することとなったものである。

このため、イベントステージ、多目的広場、エントランス広場、こもれび広場との名称で整備された施設については、イベントや行事などで専用使用する際には鳥取県公有財産事務取扱規則第12条（別記2）の手続によることとなるが、この規定は原則的に民間の活動のための専用使用を制限するものであり、また、その手続自体も広く周知されているとはいいがたく、利用実績もわずかな状況である。

については、鳥取砂丘地域のさらなる振興に繋げるため、これまでの利用状況を踏まえ、民間活動としての利用も活発に行えるよう、施設の制度的位置付けの見直しや、専用使用に関する手続を広報するなど、必要な対応をされたい。

別記1 公有財産「鳥取県立砂丘オアシス広場」の概要

施設名	数量	摘要
砂丘オアシス広場	39,682㎡	イベントステージ
		多目的広場
		エントランス広場
		こもれび広場
		ちびっこ広場
		駐車場等
休憩舎	1棟	185.23㎡（RC-1）
バースハウス	3棟	1棟 100.0㎡（RC・W-1）
ポンプ室	1棟	6.25㎡（RC-1）
浄化装置	1式	
照明装置	1式	
庭園木	10,972本	スタジュー 3本
		タブノキ 10本
		ヤブツバキ 42本
		ネムノキ 90本
		ヤマザクラ 22本
		シャリンバイ 9,872本
		トバラ 421本
		ヒラトツツジ 512本

（注）平成7年4月26日付けで鳥取県知事と福部村長が締結した「鳥取県立砂丘オアシス広場管理業務委託契約書別紙」の内容である。

別記2 鳥取県公有財産事務取扱規則（抜粋）及び令和元年度の使用許可実績

（使用許可の基準）

第12条 使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

区 分	令和元年度 使用許可実績
(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するために必要と認められるとき。	4 件
(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。	—
(3) 電気事業、電気通信事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。	—
(4) 県の施策として使用させるとき。	—
(5) その他知事が必要として認めて使用させるとき。	4 件

（注）（5）の必要性の認定については、所管部長の委任決裁事項。

6 会計研修や指導のあり方について

（会計管理局会計指導課、

総務部政策法務課・行財政改革局職員人材開発センター）

会計管理局では、分かりやすい事務処理要領の作成、実地検査の充実、財務会計システムにおける注意メッセージの表示など事務の適正化に向けて取り組まれているが、不適切な事務は依然として発生している。

これまで定期監査では、多くの不適切事項を確認しているが、直接の原因は関係条例、会計規則及び関係通知等の理解不足等によるものである。

その要因や背景を定期監査において確認した限りでは、事務処理要領の解釈や運用に際し、その根拠となる地方自治法等の制定の背景や規定を設けた目的に対する認識が不足しているだけでなく、規定の存在自体が知られていない事案が散見される。

このため、基本的事項への認識がないままで、業務点検等を実施しても根本的な未然防止の徹底に繋がらないのではないかと懸念もある。

については、改めて基礎的な制度の理解を徹底するため、従来の会計手続処理の研修等に加え、会計事務ナビデータベースなどでも、具体的な事務処理方法の記載に併せて、適正執行の根本となる条例・規則の根拠である法令等の記載を丁寧に行われたい。

併せて、適正執行の責任を負う管理職や課長補佐級職員に対して、階級別研修の実施の際に、民法や地方自治法等の財務・会計に関する意義・原則について、改めて認識を深める機会を設けられたい。

また、研修の充実や人から人へのマニュアル継承だけでなく、財務会計システムや電子決裁システムにおいて、不適切事務の防止ができるよう改修を検討されたい。

7 契約事務手続について

(会計管理局会計指導課)

定期監査における不適正な事務処理に係る処置事項のうち、契約事務については、紙入札や見積合わせにより契約の相手方を決定するまでの過程又は相手方を任意に特定して契約額を定めるまでの過程において、予定価格の取扱いが適正でないもの、到達した見積書の開札までの保管手順が適切でないと思われるものが散見される。

事務処理の内容	処置件数
発注何に予定価格（案）の記載	2
権限のない者による予定価格の設定	6
指定日時前の見積書開封	1
見積書受領後の予定価格調書作成	2

これらは、競争入札の多くが電子入札により実施されており、紙入札の事務手続に不慣れな者が多いため詳細にわたる手順を示すことが必要であること、現在事務処理要領等で示されている取扱いや手順についても十分に認知されていないことなどが、不適切な事務が発生する背景として考えられる。

については、紙入札や見積合わせを行う際の事務手続について指導を徹底されたい。

また、指導に当たっては、事務の性格を踏まえ過度なものとならないよう考慮するとともに、内部牽制が働くものとされたい。

8 犯罪被害者等支援の充実について

(警察本部警務部広報県民課、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課)

近年、刑法犯の認知件数は減少してきているものの、インターネット環境やSNSの広がりを背景に、犯罪被害者、家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が従来とは異なる形で深刻な二次的被害を受けることが懸念される状況にある。

犯罪被害者等に対する支援については、令和2年3月に鳥取県犯罪のないまちづくり条例が改正され、新たに犯罪被害者等支援団体の責務、犯罪被害者等支援団体に対する県の支援策等を規定し、犯罪被害者等支援体制の強化を図ることとされている。

これが単なる理念規定に終わらないよう、犯罪被害者等支援団体である公益社団法人とっとり被害者支援センター（以下「センター」という。）との連携やサポートを一層充実させることが必要であると考えられるが、現状では限られた予算や人員体制の中での運営となっている。また、令和元年度に実施された県政参画県民アンケートの結果によると、センターの認知度は27%程度にとどまり、低い水準にあると言わざるを得ない。

については、県民の犯罪被害者等に対する理解の促進、万が一被害者の立場になった時に親身にサポートしてくれる支援団体の存在を知ることによる安心感、さらには趣旨理解者からの寄付金増加による財源確保の観点から、センターの認知度を高めるための取組に県も積極的に関与されたい。

また、センターの運営財源がより厳しさを増している中で、犯罪被害者等支援団体の活動の促進をどう担保していくのか検討されたい。

(参考 1)

令和元年度決算に係る定期監査の処置の概要

1 処置の件数

(単位：件、(機関))

区分	勧告	指摘	注意	合計
本庁	0 (0)	27 (20)	167 (68)	194 (71)
地方機関	0 (0)	15 (14)	149 (60)	164 (65)
合計	0 (0)	42 (34)	316 (128)	358 (136)

(注) 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

(参考)

(単位：件、(機関))

区分	勧告	指摘	注意	合計
30年度決算	—	34 (27)	408 (111)	442 (114)
29年度決算	—	72 (52)	529 (125)	601 (134)
28年度決算	—	41 (29)	755 (182)	796 (183)

2 処置の事項別内訳

(1) 勧告

該当事項なし

(2) 指摘

区分	件数	主な内容
予算事務	2	繰越手続の未実施 [1]、業務完了報告書を翌年度に受理 [1]
収入事務	4	調定の遅延等 [3]、未収金が多額 [1]
支出事務	20	支出負担行為が適期に行われていない [20]
契約事務	7	予定価格の未決定等 [4]、契約保証金受領前に契約を締結 [1]
補助金等事務	4	実績報告書の受理の遅延 [3]、変更協定の締結の遅延 [1]
財産管理事務	3	行政財産目的外使用許可の未実施 [1]、物品貸付手続の未実施 [1]、物品亡失手続の未実施 [1]、
その他の事務	2	概算払を翌年度に精算 [1]、延滞税の支出 [1]
合計	42	

※ 主な内容欄の [] 内は件数である。

(3) 注意

区分	件数	主な内容
予算事務	2	債務負担行為設定年度経過後に複数年度契約を締結 [1]、補正予算の科目誤り [1]
収入事務	68	多額の未収金 [33]、調定の遅延 [11]
支出事務	61	支出金額の誤り [35]、旅行承認前の出発 [10]
契約事務	88	契約書の記載不備等 [13]、検査員の任命不適正等 [8]、契約書に定める書類の未受理・遅延 [7]、発注何の予定価格積算の未記載・未審査 [7]、権限のない者による予定価格調書の作成 [6]、実績報告書等の受理の遅延 [6]
補助金等事務	27	実績報告書の受理の遅延 [6]、額の確定の遅延 [4]、交付決定の遅延 [3]
財産管理事務	68	物品貸付手続の不備等 [14]、物品照合手続の不備等 [11]、物品保管主任の任命の遅延等 [7]、金券類受払簿の記載不備 [6]、不用品処分手続の不適正 [5]
その他の事務	2	出納員の任命の遅延等 [2]
合計	316	

※ 主な内容欄の [] 内は件数である。

(参考 2)

監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

1 鳥取県監査実施要綱（抜粋）

別表第3（第5条関係）

監 査 処 置 基 準

処置区分	処 置 の 事 案	処 置 の 内 容
勸 告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指 摘	1 法令に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないとき認められるときは、その他の処置をすることができる。

2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
1 予 算	○予算執行の不 適正	○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○繰越手続きがなされていないもの ・全部
	○その他	○その他予算事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
2 収 入	○調定の不適正	○調定漏れ又は調定金額が誤っているもの ・合計額5万円以上 ○調定の遅延しているもの ・合計額50万円以上で3か月以上 ・合計額10万円以上で6か月以上 ○納期限が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○年度区分又は収入科目を誤っているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○現金收受の不 適正	○直接収納した収納金の払込みの遅延しているもの ・合計額5万円以上で1週間以上 ・合計額1千円以上5万円未満で1か月以上 ○現金、有価証券の保管又は取扱いが適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○未収金の整理 の不適正	○未収金に対する措置が適正を欠くもの ・重大なもの又は著しいもの ・未収金額が1百万円以上の案件のうち、取組が特に不十分と認められるもの
	○その他	○その他収入事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

区分	項目	指摘の具体的基準
3 支出	○支出負担行為の不適正	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・全部
	○支出命令の不 適正	○支出金額の誤っているもの ・合計額5万円以上 ○支払いの遅延（延滞金等を伴うもの）しているもの ・重大なもの又は著しいもの ○資金前渡又は概算払の精算の遅延しているもの ・返納額の合計額10万円以上で1か月以上 ・返納額の合計額1万円以上で3か月以上 ・返納額の合計額1千円以上1万円未満で6か月以上
	○その他	○その他支出事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
4 契約	○予定価格の不 適正	○予定価格が決定されていないもの ・競争入札に付したのもの又は1件100万円以上のもの ○積算が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○入札手続き等 の不 適正	○業者の選定及び入札手続きの適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○随意契約の不 適正	○見積書が適正でないもの又は不足するもの ・重大なもの又は著しいもの
	○契約書の不適 正	○契約書の作成手続き又は内容が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの（契約締結事務の遡及は支出による）
	○契約保証金等 の不 適正	○契約保証金又は入札保証金の免除が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○契約変更の不 適正	○契約変更の理由、金額及び手続の適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○履行確認の不 適正	○完了確認をしていないもの又は不十分なもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他契約事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの（契約書等に規定された完了報告書等の受理については6か月以上の遅延）
5 補助金等	○補助金等の交 付事務の不 適 正	○交付申請（変更を含む。）が遅延しているもの ・交付要綱・通知等で提出期限があるもののうち6か月以上の遅延 ・提出期限の定めがないもので、既に事業着手している単県事業のうち6 か月以上の遅延（やむを得ない事情がある場合を除く） ・提出期限の定めがないもので、既に事業完了している単県事業のうち6 か月以上の遅延（災害等、要綱等により事業完了後交付申請するものを除 く） ○交付決定が遅延しているもの ・重大なもの又は著しいもの（6か月以上の遅延） ○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が 不 適 当 な もの ・重大なもの又は著しいもの（遅延については6か月以上のもの） ○額の確定が遅延しているもの ・単県事業で出納整理期間を超えるもののうち6か月以上の遅延 ・単県事業で実績報告提出後1か月以上の遅延のうち6か月以上の遅延 ・国庫補助事業で国の確定通知受理後1か月以上の遅延のうち6か月以上 の遅延
	○その他	○その他補助金事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
6 工事の 執 行	○その他	○その他工事の執行に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
7 財 産	○県有財産及び物品の取得又は処分の不適正	○取得又は処分の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○県有財産及び物品の管理の不適正	○管理の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
8 その他	○その他	○1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

注1 処置基準で指摘となる「重大なもの又は著しいもの」等は、類似項目に設定された基準との権衡を考慮して判断する。

2 特別な事情のあるものは上記基準と異なることもある。

3 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。